

## 加古川市行政措置小児予防接種実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市が行政措置として実施する予防接種（以下「行政措置予防接種」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (行政措置予防接種の対象者)

第2条 行政措置予防接種の対象者は、ワクチンの添付文書に基づき実施される予防接種を受ける日において市内に住所を有する18歳未満の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項により市長が実施するA類疾病に対する定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）を、定期予防接種として認められる期間内で接種することができなかった者。
- (2) 加古川市子育て支援予防接種助成事業実施要綱（以下「任意予防接種助成要綱」という。）第3条に定める者。

### (行政措置予防接種の種類)

第3条 行政措置予防接種の種類は、ワクチンの添付文書に基づき実施される予防接種のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に定める者が接種する、A類疾病の予防接種。
- (2) 前条第2号に定める者が接種する、任意予防接種助成要綱第2条に定める予防接種。

### (接種場所)

第4条 行政措置予防接種は、市長の指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）で個別接種により行う。

### (接種方法)

第5条 行政措置予防接種を実施する医師（以下「接種医師」という。）は、行政措置予防接種の実施に当たり、その目的、理由、副反応及び健康被害について、行政措置予防接種を受けるもの（以下「被接種者」という。）又はその保護者の同意を得た場合に限り接種を行う。

- 2 行政措置予防接種の実施に当たっては、予防接種法及びこれに基づく関係法令ならびに厚生労働省通知および厚生労働省の予防接種ガイドライン等検討委員会が作成した予防接種ガイドラインに準拠して実施する。
- 3 接種医師は、接種するワクチンの添付文書の内容をよく理解したうえで実施する。

### (接種費用)

第6条 接種費用は、指定医療機関が定める額を被接種者又はその保護者が指定医療機関に支払う。

(健康被害)

第7条 接種医師は行政措置予防接種を実施したことにより、被接種者に身体障害（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第二に定める障害に限る。）もしくは死亡（以下「健康被害」という。）が発生した場合は、直ちに市に報告しなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、接種医師に対し、前項に規定する報告のほか、必要な書類の提出を認めることができる。
- 3 被接種者の健康被害が行政措置予防接種によるものであると認められ、市が補償を行う必要があるときは、加古川市予防接種事故災害補償要綱に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に実施された予防接種について適用する。